平成２９年（フ）第６４９号
千葉県市川市大洲２丁目２番26号、開始決定時の住所千葉県市川市大和田４丁目14番８－202号（グランシティユーロパレス本八幡）
破産者　大良　　晋
1　決定年月日　平成29年９月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第５９号
栃木県宇都宮市平松本町340番地１　メゾンドベル５　102号室、前住所栃木県宇都宮市宝木本町1144番地52
破産者　水口仁こと　ヴィリアセラン　ボニロウ　アルヴァレズ
1　決定年月日　平成29年９月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２９年（フ）第６０号
栃木県宇都宮市平松本町340番地１　メゾンドベル５　102号室、前住所栃木県宇都宮市宝木本町1144番地52
破産者　水口貴代美
1　決定年月日　平成29年９月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２９年（フ）第６６号
栃木県鹿沼市西茂呂４丁目17番地21
破産者　加藤　和之
1　決定年月日　平成29年９月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２９年（フ）第２２８号
栃木県河内郡上三川町大字上蒲生2157番地１
破産者　小林　　忍
1　決定年月日　平成29年９月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２９年（フ）第２６２号
栃木県栃木市平井町719番地２、前住所埼玉県川越市大字砂97番地１（センチュリータツミＣ－202号室）
破産者　田野　友貴（旧姓藤田）
1　決定年月日　平成29年９月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２９年（フ）第６６５号
千葉市中央区星久喜町1214番地23　デュースステージ星久喜201号
破産者　森川依里佳
1　決定年月日　平成29年９月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第６９１号
千葉県船橋市東船橋３丁目32番14号　メゾンダジュール３番館110号
破産者　熊谷　康雄
1　決定年月日　平成29年９月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第６９２号
千葉県四街道市大日579番地
破産者　株式会社プール
1　決定年月日　平成29年９月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第３１号
山梨県山梨市下栗原1138番地
破産者　有限会社心匠
1　決定年月日　平成29年９月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第１４号
長崎県西海市西海町中浦北郷2549番地
破産者　株式会社長崎西海楽園
1　決定年月日　平成29年９月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２８年（フ）第３１８号
盛岡市浅岸３丁目24番30－Ⅱ101号
破産者　有限会社ジーチャル
1　決定年月日　平成29年９月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２８年（フ）第８５号
群馬県前橋市元総社町２丁目29番地３
破産者　株式会社メディアプレス
1　決定年月日　平成29年９月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２９年（フ）第１４４号
群馬県前橋市富士見町原之郷710番地
破産者　株式会社フィッシュサプライサービス
1　決定年月日　平成29年９月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２９年（フ）第７号
群馬県沼田市下久屋町甲521番地、住民票上の住所群馬県沼田市井土上町1178番地１
破産者　北毛商材こと　治田　章雄
1　決定年月日　平成29年９月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
前橋地方裁判所沼田支部破産係

平成２９年（フ）第５１７号
さいたま市大宮区桜木町２丁目５番地の６
破産者　株式会社旺賀
1　決定年月日　平成29年９月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第６３９号
神奈川県高座郡寒川町倉見1891番地１
破産者　株式会社咲来実
1　決定年月日　平成29年９月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第１２５５号
横浜市都筑区南山田１丁目２番４号
破産者　株式会社萩原技研
1　決定年月日　平成29年９月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第５０号
川崎市川崎区浅田２丁目２番13号
破産者　株式会社ＳＳＬ神奈川社
1　決定年月日　平成29年９月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２８年（フ）第３７９号
岐阜市御杉町17番地の４
破産者　有限会社大宝
1　決定年月日　平成29年９月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所

平成２９年（フ）第８２４号
名古屋市中川区西伏屋３丁目607番地
破産者　有限会社ハマパッケージ
1　決定年月日　平成29年９月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部